

## 愛媛県公共事業評価委員会について

### ■経 緯

公共事業関係省庁では、平成10年度より直轄、公団施行、補助事業について、一定期間が経過した事業の継続の可否及び規模変更を、学識経験者などの第三者からの意見を踏まえて事業実施の判断を行う「再評価システム」を導入した。

補助事業については、事業主体である各都道府県等において、国の各省庁が定めた実施要領に基づき再評価を行い、次年度の要望に反映することとしており、本県でも、学識経験者、有識者の6名（現在7名）から構成する「愛媛県公共事業再評価委員会」を平成10年度に設置し、公共事業の再評価をスタートした。

平成22年度には、国の補助金制度改革を受け、本県では、再評価の対象を交付金事業にも拡大。委員会の設置要綱を改正し、名称も「愛媛県公共事業評価委員会」に改称した。

### ■目 的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

### ■対象となる事業

#### 【再評価】

本県の土木部及び農林水産部が所管する補助事業及び交付金事業のうち、国及び県の実施要領に基づき、原則として以下の条件に該当する事業

- (1) 事業採択から5年を経過した時点で未着工
- (2) 事業採択から10年（土木部の補助事業では5年）を経過した時点で継続中
- (3) 再評価実施から5年（下水道事業では10年）を経過した時点で継続中又は未着工
- (4) 経済社会情勢の急激な変化、技術革新等により見直しが必要

なお、本県では、市町等が事業主体の事業についても、委員会で承認されれば、審議の対象としている。

※「事業採択」とは、事業費が予算化されたこと、「未着工」とは、用地買収手続き、工事ともに未着工の状況である。

■これまでの審議結果

H26.9.5現在

年度	所管	審議結果					備考
		全体	新規 妥当	継 続		中止・ 休止	
				規模の見直し (内数)(注)			
H10年度	農林水産部	50	—	50	—	0	
	土 木 部	75	—	75	—	0	
	計	125	—	125	—	0	
H11年度	農林水産部	21	—	20	—	1	県営圃場整備事業(中止)
	土 木 部	9	—	9	—	0	
	計	30	—	29	—	1	
H12年度	農林水産部	10	—	10	—	0	南レク都市整備事業(中止)
	土 木 部	16	—	15	—	1	
	計	26	—	25	—	1	
H13年度	農林水産部	7	—	7	—	0	吉海港港湾改修事業(中止)
	土 木 部	12	—	11	—	1	
	計	19	—	18	—	1	
H14年度	農林水産部	5	—	4	—	1	県営かんがい排水事業(中止) 中山川ダム建設事業(休止)
	土 木 部	15	—	14	—	1	
	計	20	—	18	—	2	
H15年度	農林水産部	10	—	10	—	0	
	土 木 部	30	—	30	—	0	
	計	40	—	40	—	0	
H16年度	農林水産部	4	—	4	—	0	
	土 木 部	12	—	12	—	0	
	計	16	—	16	—	0	
H17年度	農林水産部	2	—	2	—	0	
	土 木 部	11	—	11	—	0	
	計	13	—	13	—	0	
H18年度	農林水産部	4	—	4	—	0	
	土 木 部	7	—	7	—	0	
	計	11	—	11	—	0	
H19年度	農林水産部	0	—	0	—	0	
	土 木 部	10	—	10	—	0	
	計	10	—	10	—	0	
H20年度	農林水産部	6	—	6	—	0	(国)380号小田バイパス(中止)
	土 木 部	45	—	44	—	1	
	計	51	—	50	—	1	
H21年度	農林水産部	0	—	0	(0)	0	
	土 木 部	12	—	12	(2)	0	
	計	12	—	12	(2)	0	
H22年度	農林水産部	0	0	0	(0)	0	
	土 木 部	3	0	3	(1)	0	
	計	3	0	3	(1)	0	
H23年度	農林水産部	4	0	4	(0)	0	
	土 木 部	7	0	7	(0)	0	
	計	11	0	11	(0)	0	
H24年度	農林水産部	0	0	0	(0)	0	(国)197号夜屋・大洲西道路(新規妥当)
	土 木 部	2	1	1	(0)	0	
	計	2	1	1	(0)	0	
H25年度	農林水産部	0	0	0	(0)	0	
	土 木 部	12	0	12	(0)	0	
	計	12	0	12	(0)	0	
H26年度	農林水産部	0	0	0	(0)	0	
	土 木 部	10	0	10	(0)	0	
	計	10	0	10	(0)	0	
合 計	農林水産部	123	0	121	(0)	2	
	土 木 部	288	1	283	(3)	4	
	計	411	1	404	(3)	6	